

## 「社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について

### 第1 意見数

9通

### 第2 意見の概要及び意見に対する考え方

本意見募集に寄せられた意見は、改正の趣旨に賛成が7通、反対その他が2通であり、寄せられた意見に対する考え方は、以下のとおりである。

なお、寄せられた意見には、社債、株式等の振替に関する法律（以下「法」という。）の改正を求めるもの等が含まれているが、これらについては、本意見募集手続の対象外のものであるので、以下においては、取り上げないこととした。

#### 1 改正の必要性について

法施行後、実務において具体的な障害が生じていないにもかかわらず、社債、株式等の振替に関する法律施行令（以下「施行令」という。）を改正する必要性に疑問があるとの意見が寄せられた。

##### （考え方）

いわゆる株券電子化制度実施後の個別株主通知をめぐる実務の状況等にかんがみると、少数株主権等の行使を一層確実なものとするため、施行令を改正する必要性があると考えられる。

#### 2 情報提供請求（法第277条）の必要性について

少数株主権等の権利行使期間が延長された場合には、個別株主通知がされた後、少数株主権等が行使されるまでの間、当該行使者が株式を売却する可能性が高まることになるから、発行者は、情報提供請求をして、当該行使者が株主であることの確認の要否を検討しなければならないとの意見が寄せられた。

##### （考え方）

少数株主権等を行使する者は、法第154条第2項及び改正後の施行令第40条により、個別株主通知がされた後4週間が経過する日までの間は、発行者に対して自らが株主であることを対抗することができることとされるのであるから、この期間（個別株主通知に法令上の対抗力が認められる期間）中は、発行者の側から少数株主権等を行使した者について情報提供請求によって株主であるか否かを当然に確認する必要があるということにはならないことは明らかである。この点は、改正前の施行令においても、改正後の施行令においても、何ら変わるところはないから、少数株主権等の行使期間が2週間から4週間に延長されることにより、発行者の取締役の善管注意義務の観点から一律に情報提供請求を行う必要が生ずるということにはならない。

### 3 伸長期間について

少数株主権等の行使期間を4週間ではなく、2か月とすべきであるとの意見が寄せられた。

#### (考え方)

個別株主通知の後に当該株主が株式を譲渡する可能性があり得ることをも考慮しつつ少数株主権等の行使を一層確実なものとするという観点から、その行使期間を4週間としたものである。